

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、上川総合振興局の西部に位置し、北部には天塩山系最大の秀峰ピッシリ山と原生林に囲まれた朱鞠内湖が優れた景観を有し、その一帯は道立自然公園区域となっています。

この山並みを水源とする雨竜川は町の中央を貫流し、その沿線には肥沃な平坦地が点在することから、水田・畑作・酪農を中心としたさまざまな集落が形成されています。

本町の総面積は 76,703ha、森林面積が 63,831ha で、総面積の 83%を占めています。民有林面積は、32,576ha（うち北海道大学雨龍研究林 25,036ha）で、そのうちアカエゾマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は 2,603ha であり、人工林率 8%で、年齢構成では、8 年齢級以下が 70%以上を占めています。

森林に対する公益的機能への要請の高まりと森林利用の多様化に対応して、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるためには、適正な森林施業の実施や森林の保全により健全な森林資源の維持造成を積極的に推進する必要があります。

このため、今後の森林整備及び保全にあたっては、自然的・社会的条件、森林資源の現況、施業実績等を考慮し、人工林については、より質の高い施行の推進や未立木地の解消を図り、天然林については、優良天然木の育成に努めるとともに、公益的機能の発揮に留意した施行の展開が必要となっています。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべきについて「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」、及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能 / 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
文化機能	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
生物多様性保全機能			

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。

(2) その他必要な事項

①山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起りやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため適切な保育・間伐等の促進に努めることとします。

また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

②公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新(地表処理等)を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図ることとします。

③地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むこととします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

また、間伐事業の低コスト化を進めるに当たっては、林齢、立木密度、風の影響、事業規模等を考慮しながら、列状間伐の実施を若齢時から検討することとし、伐採を考慮した適切かつ適期な実施により直径成長を促すと共に、労働安全の確保、林内植生の回復に努めるものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

1 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

本町における立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、次のとおり行うこととします。

ア 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によることとします。

(ア) 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮することとします。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とするよう努めることとします。

なお、伐採に当たっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性等を勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

イ 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、次表の林齢を基礎として、当町の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して定められます。

森林の伐採を促すためのものではありません。

4

辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

キ 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。

ク 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

①人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定することとします。

②多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

③育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)、トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、グイマツ、カツラ、ヤチダモ、カンバ類、ハンノキ、ミズナラ、トウヒ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うこととします。

b 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

c 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

d 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

区 分	樹 種			
	カ ラ マ ツ	ト ド マ ツ	そ の 他 針	広 葉 樹
密仕立て	2, 5 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0
中庸仕立て	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0
疎仕立て	1, 5 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0

※なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

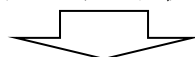
植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	～6月下旬頃
	その他	～6月下旬頃
秋 植		9月中旬～11月中旬

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

幌加内町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。



幌加内町森林整備計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が2,000本とすると
 $2,000 \times 0.3 = 600$

となり、カラマツはおおむね600本以上を植栽することになります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなどでぼう芽性の強い樹種とします。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然更新の完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木(注1)の稚幼樹等(注2)が幼齡林(注3)にあっては成立本数が立木度(注4)3以上、幼齡林以外の森林にあっては林地面積(注5)にたいする疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木の稚幼樹等が幼齡林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林にあっては林地面積にたいする疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1)「高木天然木」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齡林」とは、伐採後概ね15年未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率で表したもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

立木度＝現在の林分の本数／当該林分の林齢に相当する期待成立本数

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササ等の下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6～8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮した上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は、植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則植栽に寄らなければ適確な更新が困難な森林」として、次のとおり定めます。

森林の区域（林小班）	備 考
13-1～30.32～39. 14-9.28.38.48～50.64.66～68.72.83.91.94.96～98.104.115.118. 14-122.128～130.132. 15-11～13.30～31.35.38.5159.61. 16-4.6 17-7.13.16. 17-19～23.28～35.39.49～54.56～57.59～61.66.68～69.71～73.78～79.102.106. 17-111～112. 18-16.40～43.45.47.49～50.52.54.57～58.61～64.68.75. 19-14～19. 19-36～37.47. 20-5.9～15.18～22.25.40.43.45.48～50.66.68～70.95.99～102.104. 20-108～109.111.113. 21-17～18.29.50～51.54.59.62.66～69.71～78.80.84～85. 21-88～89.100. 22-37. 23-8.22～23.44.50. 24-7.11～12.18～21.24.51.54.65.84. 24-87～90. 25-21.66～74.87～88.94.96～98. 26-31～34.40～44.50.63.66～67.69. 26-77. 27-4.6～7.14.33～34.36～45.49～52.56～62.64～74.77～79.86～87.91～92. 27-94～95. 28-12.21～23.30～33.36～37.42～43.47～48.50～51.53. 29-12.15.25. 30-3.15～17.29.31.36～38.42～43. 31-20.38.50～52.58.～60.62～64.67.69. 32-4. 32-10.21.33～37.39～40.45～46.49.54. 33-4.7.12.14.23.25.27.29～30.34～36. 34-3 34-17.19～22.24.28～32.35～42.44～51.53～55.57～61.63～66.68.70.72.82.84～85. 34-87～88.91～94.96. 35-4.6～8.10～13.16.18.21.29.35.38.43.55～64.66～69. 35-71～72.81～82.84～94.97.107～161.164～174.179～207.209.211～213.216～220. 35-222～224.226.229～232.236～251. 39-54～61. 56-2.8.15～17.20～21. 56-23～28.30～31.33～35.37～55.58～62.65～68. 58-2～3.5～7.10～11. 59-1～2. 59-4～5.8～9.12.15.17～20.24. 109-2. 111-2. 113-2. 122-2～6. 123-2～6. 129-2～3. 130-2～4. 131-2～8. 132-2～8. 133-2～3. 215-2. 224-2. 227-2. 304-2. 305-2～3. 306-2. 307-2. 308-2～3. 309-2～3. 310-2. 312-2. 313-2. 316-2. 317-2. 319-2. 320-2～3. 321-2. 322-2～5. 336-2. 339-2. 401-2～5 402-2～17. 403-2～10. 404-2～3. 405-2～7. 406-2～7. 407-2～8. 410-2. 415-2～3. 416-2. 417-2～3. 422-2～3	木材等生産林のうち人工林

上記の森林は、伐採後、「伐採跡地の更新すべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による

イ 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 2の(2)による最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定める。

5 その他必要な事項

ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意することとします。

イ 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適度な伐採率により繰り返し行うこととする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとすることとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

【育成単層林】

樹 種 (生産目標)	施 業 体 系	間伐の時期 (年)					間 伐 の 方 法
		初回	2 回	3 回	4 回	5 回	
カラマツ (グイマツとの交配種を含む) (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立方法：中庸仕立 主伐時の設定：400 本/ha	1 6	2 4	3 3	4 2	—	選木方法 定性及び定量 間 伐 率 20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 8 年 標準伐期齢以上 9 年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立方法：中庸仕立 主伐時の設定：450 本/ha	1 8	2 5	3 2	3 9	4 6	選木方法 定性及び定量 間 伐 率 20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 7 年

注 1) 「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」及び「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」などを参考とした。

注 2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する。

2 保育の作業種別の標準的な方法

ア 下刈り

局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととしその終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐

侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種等、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適時適切に除去することとします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることとします。

ウ つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹 種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		

樹 種	年 植栽	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
カラマツ	春		△								
	秋			△							
トドマツ	春			△							
	秋				△						

注1) カラマツには、グイマツ・グイマツとの交配種等を含みトドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐

3 その他間伐及び保育の基準

局所的な森林の育成状況の差異等を踏まえ、必要に応じて上記の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成することが出来ないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定めます。

4 その他必要な事項

- (1) 要間伐森林及び計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知します。

- (2) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとし、列状間伐を実施する際は、現地の作業システム（ハーベスタ等）に応じた伐採幅を確保するほか、強度な伐採率とならないよう配慮し、残存列が混みすぎている場合は定性間伐と併用するなど、立木林地を痛めないよう実施することとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命、財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置づけ、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

生物多様性の保全は、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や多様な樹種から構成される森林が相互に関係して機能が発揮されることから、全ての森林において、機能の発揮が期待されています。その中で、特に原生的な森林生態系を構成している森林や、希少な生物が生息・生育する森林、生態系の配慮が求められる水辺林など属地的に機能の発揮を期待されるものについては、生物多様性ゾーンの区域とすることとします。

生物多様性ゾーンの設定により生物多様性の保全を重視する森林については、野生生物の生息や希少な植生の生育地に配慮し、森林の減少や分断を防ぎ、広域的な観点から、森林の連続性を野生生物の共存に配慮した回廊状の森林が確保されるよう努めることとします。

森林の区域	区域設定の基準	森林施業の方法
水源涵養林	水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源涵養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林等水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について別表1のとおり定める。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図ることとし、当該森林施業を維持すべき森林を別表2のとおり定める。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命、人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

③保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活力した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の解説状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材等の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

区域の設定の基準及び森林施業の方法

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する方法
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について別表1のとおり定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

(2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (ゲイマツとの交配種を含む)	一般材生産・34cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・36cm	中庸仕立て	55年

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン

該当なし。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

該当なし。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

該当なし。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	15以上	15以上

注) 1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

2「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

イ 作業システムに関する基本的な考え方

間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	フェラーバン チャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバン チャー	スキッド【全木】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15° ～ 30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°)	チェーンソー	スイングヤード	チェーンソー	グラップルローダ
		【全幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ () は、全工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

ウ 路網整備等推進区域の設定

該当なし。

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

該当なし。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし。

2 その他必要な事項

特になし。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

幌加内町における一般民有林の森林所有者は、5ヘクタール以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の97%、面積の7.4%を占める。また、管内の一般民有林のうち、8%はカラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合およびその他の林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施行等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を推進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を計ることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約において、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことが出来るよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

森林施業を着実に推進するためには、事業費のコストダウンを図ることが必要であり、森林管理署・北海道大学雨龍研究林・上川総合振興局・町・森林組合の合意形成と国有林・民有林の連携を図りながら森林施業の共同化・合理化を計画的に推進するものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

所有する森林の規模も小さく、さらには不在村森林所有者の多い本町において、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに森林施業の共同化を促進することとします。これらを実効性のあるものとするためには、森林所有者間の合意形成が必要であり、町、森林組合等による集落懇談会等の開催や普及啓発活動を推進するものとします。また、森林施業の確実性を高めるため施業実施協定の締結を即し、森林組合が中心となり長期、短期の施業委託等により地域の森林整備が計画的かつ効率的に進められていくよう努めるものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に留意することに努めることとします。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同して実施しようとする施業の種類に応じ、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

特になし。

第8 その他森林施業の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。さらに、北海道において森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、幌加内町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャー、プロセッサ等による伐倒や、枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッド等の集材作業によるシステムを採用するなど高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状	将 来
伐 倒		チェーンソー	ハーベスタ・フェラバンチャー
造 材		プロセッサ	ハーベスタ
集 材		林内作業車・トラクタ	フォワーダ・スキッド
造林 保育等	地拵・下刈	チェーンソー・刈払機	ブラッシュカッター
	枝打	人力	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

広域的な林業機械の共同利用の方法、機械化作業システムを構築するとともに技術者の養成確保と事業量の安定確保を図ることとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから低迷しており、また、町内の工場は製紙用の木材チップ生産が主であり、製材工場の拡大も余り望めない現状にあります。しかし、「幌加内町地域材利用推進方針」（平成26年2月策定）に即して、これまで利用されなかった樹木等を地域の新たな資源として見直し、公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、商用施設・一般住宅用建築材や家具・木工品などへの地域材利用、また木質バイオマスを農業用資材や熱・電気のエネルギー源として利用するなど、地域の需要にあった幅広い用途への利用を促進しつつ、現在は若齢級の人工林が多いことから間伐を中心に商品化及び需要開発を検討し、将来の木材生産状況を長期的に考え、広域的観点から施設の整備を推進していきます。

○ 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状			将 来			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
チップ工場	雨 煙 内	26,000 m ³	△2	—	—	—	
笹エキス生産施設	振 興	2,500kg	△3	—	—	—	

4 その他必要な事項

特になし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。

また、区域は必要に応じて、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することができることとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害の蔓延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、幌加内町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣による森林被害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし。ただし、病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要がある場合等については、特別に伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の法事、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし。

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、経営に基づいた施業を実施することは、幌加内町森林経営計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成にかかる支援等により計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの6の3の森林の施業又は経営の受託などを実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

地域の森林資源を活用した工芸品などの開発を目指して、森林整備の推進を行う。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

身近な生き物の生息・生育の場となっている長留内地区のスキー場周辺については、野外スポーツや町民に憩いの場を提供する上で重要な役割を果たしています。このため、自然と調和した潤いとやすらぎのある町づくりを目指して、身近な里山林が人々に継続的に利用され、維持管理されるよう、森林所有者と地域住民の連携及び協力の下で、整備及び保全活動と利用活動を一体的に推進していく条件整備をしていくこととします。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民のニーズに応えた多様な森林整備を推進していくことが必要です。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保しその整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

【主な取組み】

- ① 住民参加による林業体験活動の推進（枝打ち、植樹）
- ② 親子を対象とした「森林環境教育」の推進
- ③ 森林ボランティア団体の育成と活動への支援

5 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

①保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々の指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

- a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）
- b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）
- c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

- a 水源涵養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ヘクタール以下とします。
- b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタール以下とします。

- ｃ その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタール以下とします。
- (ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- (エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
- (オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率を上限とします。
また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

- (ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- (イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- (ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

エ 間伐の方法及び限度

- (ア) 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- (イ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

- (ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

②自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

【表 1 特別地域内における制限】

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種特別地域	(1) 第 1 種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在の蓄積の 10 %以内とします。
第 2 種特別地域	(1) 第 2 種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良森林、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては 30 %以内とし、薪炭林においては 60 %以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにします。 ① 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度 3 より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大する事ができます。 ② 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。
第 3 種特別地域	(1) 第 3 種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

③その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表 2 のとおりとします。

表 2 その他の制限林における伐採方法

区 分	制 限 内 容
その他制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の 30 %とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 ① 伐採面積が 1ヘクタール未満のもの。 ② 森林施業計画で皆伐として計画されたもの。 (4) 史跡、名称又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、禁伐とします。

(3)森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4)森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

該当なし。